

【運送業・営業車両を活用している企業様必読】

あおり運転厳罰化 あおり運転のクレームにどう対処すべきか

代表弁護士 小野直樹



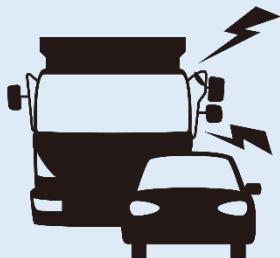
【あおり運転】トラックなど事業者も処分対象に

他の車の通行を妨害する危険な「あおり運転」について、国土交通省は、2020年11月27日から行政処分を強化し、トラックやタクシー、バスといった事業用自動車があおり運転をした場合、運転手だけでなく事業者も処分の対象となりました。

「あおり運転」をめぐるのは、運転手については、2020年6月に施行された改正道路交通法で刑罰と行政処分が強化され、国土交通省は事業者についても行政処分を強化する手続きを進めていました。その結果、道路運送法と貨物自動車運送事業法に基づく通達を改正し、トラックやタクシー、バスといった事業用の自動車の運転手が車間距離を極端に詰めるなどあおり運転をした場合は、**3日間の事業停止処分**に、あおり運転をして重大事故を引き起こした場合は、**7日間の事業停止処分**にできるようになりました。

【妨害（あおり）運転の対象となる違反「10類型」】

- (1) 車間距離不保持
- (2) 進路変更禁止違反
- (3) 急ブレーキ禁止違反
- (4) 追越しの方法違反
- (5) 通行区分違反
- (6) 警音器使用制限違反
- (7) 減光等義務違反
- (8) 安全運転義務違反
- (9) 最低速度違反
- (10) 高速自動車国道等駐停車違反



Q あおっていないのに、「あおられた」というクレームが会社に入った場合、どう対処したら良いでしょうか。

A

（1）罰則適用は限定されている。

まず、1つ目のポイントは、「妨害運転（あおり運転）の罰則適用は、それなりに限定されている」ということです。

「通行妨害目的」で、「交通の危険のおそれのある方法による一定の違反」があった場合（上記の10類型）」とされており、要は、車間距離不保持等の違反より進んで、ドライバーに「通行妨害目的」という意図が必要とされてい

ます。相手が「あおられたと感じた」から直ちにあおり運転となるわけでは決してなく、「あおり運転の意図はない」と言える余地は相当あります。ちなみに、この「通行妨害目的」は本来的に「ドライバー本人の主観」なのであったかなかったかの判断は容易ではなく、最終的には、違反がどの程度長時間か・危険か・不自然か・違反歴等によって判断されますが、いずれにせよ、**安易に「あおり運転」を前提に対応する必要はない**と言えます。

（2）クレーム区分

2つ目のポイントは、クレームがあった場合の対応として「クレームを区分」することにあります。

「非賠償型（感情的な苦情）」の場合は、丁寧な説明と対応で終了することが多いかと思えます。他方で「金銭賠償型や明確な嫌がらせの場合（監督官庁への通報を匂わせるケース等）」は、限度を超えれば「毅然とNO」で構わないといえます。「これ以上のお話は対応しかねますので、警察や弁護士などに相談する」といった対応が得策です。

初動が肝心ですので、事前にマニュアルの準備や社内教育等を行うことが効果的ですし、抑制策としてドライブレコーダー搭載のステッカーを貼るなども効果があります。

（3）実務対応

どのようなケースに「あおり運転」の罰則や処分が適用されているかは、今後の検挙事例や判例などの積み重ねによって「相場」が形成されていくと思えますが、上記の通り、それなりに要件が限定されている罰則ですので、必要以上に「あおり運転に該当する」として対応することは不要と思われる。

実務としては、①きちんとした運転行為であれば自信を持って対応する、②エビデンス（ドライブレコーダ等）を残しておく、③ドライブレコーダー搭載のステッカーを貼るなどして巻き込まれにくくする、④クレーム対応マニュアルの準備や社内教育をしておき初動を誤らない、といった点が重要と思われる。

この改正は、運送業のみならず、営業用車両を用いる企業様によって重要な改正です。トラブル予防・トラブル時の対応など、お気軽にご相談ください。